新旧対照表

新	旧
恵那市市森林整備計画(変更計画)	恵那市市森林整備計画 (変更計画)
自	自 令和 5年4月 1日 計画期間 至 令和15年3月31日
令和 <u>7</u> 年3月○○日樹立(変更) 恵那市告示第○○号	令和 <u>6</u> 年3月31日樹立(変更) 恵那市告示第93号

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、恵那市森林整備計画を次のように変更します。 本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。 なお、変更計画の施行日は令和7年4月1日とします。

恵那市森林整備計画の一部変更

森林法第10条の6第3項の規定に基づき、恵那市森林整備計画を次のように変更します。 本変更計画書では変更のあった事項のみ記述し、その他の事項は現計画書のとおりとします。 なお、変更計画の施行日は令和<u>6</u>年4月1日とします。

恵那市森林整備計画の一部変更

I (略)

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1(略)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要 性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわた り育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れた<u>特定苗木等</u>や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の 増加に努めます。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表 Π -2-1-1のとおりとします。

表 II-2-1-1 人工造林に係る樹種

一般的事項

・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本 として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術 の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、 健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林 の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。

・成長に優れた特定苗木等や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の確保を図

I (略)

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1(略)

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要 性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわた り育成単層林として維持する森林において行うこととします。

また、1haを超える人工林の伐採跡地については、原則、人工造林を行うこととします。

なお、苗木の選定については、成長に優れた<u>エリートツリー(第2世代精英樹等)の苗木</u>や少 花粉スギ等の花粉の少ない苗木の増加に努めます。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、人工造林を行う際の樹種の選択の規範として定めるものであり、表 Π -2-1-1のとおりとします。

表 Ⅱ-2-1-1 人工造林に係る樹種

一般的事項

・造林樹種(人工造林をすべき樹種)の選定に当たっては、適地適木を基本 として、地域の自然条件、それぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術 の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、 健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。また、将来の森林 の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択すること。

・特定苗木などの成長に優れた苗木や少花粉スギなどの花粉の少ない苗木

るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。

- ・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土 樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。
- ・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早 急な更新を図ることとする。
- ・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した 柵工など構造物設置の措置をとること。
- ・本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市(町村)の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。
- ・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。

人工造林の

・主な人工造林の対象樹種を以下に示す。

対象樹種

区分	針葉樹	広葉樹	備考
人工造林	スギ・ヒノ	カエデ・ケヤ	左記の樹種は育成に際
の対象樹種	キ、カラマツ、	キ・ホオノキ・	しての推奨種であり、そ
	イチイ、マツ	コナラ・ミズナ	の他の樹種であっても
	類、コウヨウザ	ラ・クリ・サク	各々の地域における在来
	\sim	ラ	の高木性の樹種であれば
			対象とする。

の確保を図るため、花粉の少ない苗木の増産に努めるものとする。

- ・健全で多様な森林づくりを図る観点から、できる範囲内で広葉樹や郷土 樹種を含め幅広い樹種の選定について考慮するものとする。
- ・特に伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早 急な更新を図ることとする。
- ・土砂災害等の危険がある場合は、森林所有者等は現地発生材を使用した 柵工など構造物設置の措置をとること。
- ・本計画で定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県林業普及指導員又は市(町村)の林務担当とも相談の上、適切な樹種を選択することとし、あらかじめそのような樹種を植栽すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って摘要すべき旨を明らかにした上で樹種を定めるものとする。
- ・造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いること。

人工造林の

対象樹種

主な人工造林の対象樹種を以下に示す。

区分	針葉樹	広葉樹	備考
人工造林	スギ・ヒノ	カエデ・ケヤ	左記の樹種は育成に際
の対象樹種	キ、カラマツ、	キ・ホオノキ・	しての推奨種であり、そ
	イチイ、マツ	コナラ・ミズナ	の他の樹種であっても
	類、コウヨウザ	ラ・クリ・サク	各々の地域における在来
	ン	ラ	の高木性の樹種であれば
			対象とする。

最深積雪深	当市における最深積雪深は、1.0mに満たないため、それぞれの立地条件に
による造林樹	応じた樹種を選定し、 <mark>植栽する</mark> 。
種の区分	
カシナガ等	・枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植
被害跡地の造	である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種
林樹種	の人工造林による更新を図るものとする。
(-) (-)	

(2)(略)

(3)(略)

2 天然更新に関する事項

(1)(略)

(2)(略)

(3)(略)

(4)(略)

(5 (略)

(6)更新調査

下記により更新調査を行うこととします。

更新調査の	更新調査は恵那市が実施することを基本とするが、必要に応じて林業普及指導員等
実施主体	の助言や協力を得て実施するものとする。
更新調査の	伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日まで
時期	に更新調査を行うものとする。

最深積雪深	当市における最深積雪深は、1.0mに満たないため、それぞれの立地条件に
による造林樹	応じた樹種を選定し、 <u>植栽します</u> 。
種の区分	
カシナガ等	・枯損後に侵入した天然広葉樹の保存育成を基本とし、被害跡地が無被植
被害跡地の造	である場合など森林機能を早急に回復させる必要がある場合には、現地産種
林樹種	の人工造林による更新を図るものとします。

(2)(略)

(3)(略)

2 天然更新に関する事項

(1)(略)

(2)(略)

(3)(略)

(4)(略)

(5)(略)

(6)更新調査

下記により更新調査を行うこととします。

更新調査の	更新調査は恵那市が実施することを基本とするが、必要に応じて林業普及指導員等
実施主体	の助言や協力を得て実施するものとする。
更新調査の	伐採を終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日まで
時期	に更新調査を行うものとする。

定

標準地の設│更新調査は、更新対象地ごとに、標準地調査により実施するものとし、以下により 標準地を設定のうえ調査を行うものとする。

①残存木が無い場合

調査区の設定

2m×10m の帯状標準地の中に 2m×2m の 5 プロットを設定

標準地の数

更新対象地 2ha 未満;帯状標準地を 4 箇所以上、2ha 以上 4ha 未満;帯状標準地を 6 筒所以上、4ha 以上;帯状標準地を 8 筒所以上設定。

②残存木がある場合

・調査区の設定

残存木については、20m×20m の標準地を設定。更新稚樹については上記①に準ず る。

標準地の数

残存木については、更新対象地 2ha 未満;1 箇所、2ha 以上 4ha 未満;2 箇所、4ha 以 上:3 筒所以上設定。更新稚樹については上記①に準ずる。

③群状や点状の伐採の場合

・調査区の設定

複数の更新対象地内に 2m×2m のプロットを設定。

標準地の数

更新対象地 2ha 未満; プロット 20 箇所以上、2ha 以上 4ha 未満; プロット 30 箇所以 上、4ha 以上; プロット 40 筒所以上設定。

4)標準地の選定

・標準地は、更新対象地の中で将来の森林の姿に大きな影響を与える箇所や更新樹 種が平均的な生育状況を示している箇所に設定する。尾根、中腹、沢など自然条件 及び植生その他の自然条件に応じて複数の調査区を設定することが望ましい。

定

|標準地の設│更新調査は、更新対象地ごとに、標準地調査により実施するものとし、以下により 標準地を設定のうえ調査を行うものとする。

①残存木が無い場合

・調査区の設定

2m×10mの帯状標準地の中に2m×2mの5プロットを設定

標準地の数

更新対象地 2ha 未満;帯状標準地を 4 箇所以上、2ha 以上 4ha 未満;帯状標準地を 6 箇所以上、4ha 以上;帯状標準地を 8 箇所以上設定。

②残存木がある場合

・調査区の設定

残存木については、20m×20m の標準地を設定。更新稚樹については上記①に準ず る。

標準地の数

残存木については、更新対象地 2ha 未満;1 箇所、2ha 以上 4ha 未満;2 箇所、4ha 以 上;3 筒所以上設定。更新稚樹については上記①に準ずる。

③群状や点状の伐採の場合

・調査区の設定

複数の更新対象地内に 2m×2m のプロットを設定。

標準地の数

更新対象地 2ha 未満; プロット 20 箇所以上、2ha 以上 4ha 未満; プロット 30 箇所以 上、4ha 以上; プロット 40 箇所以上設定。

4)標準地の選定

標準地は、更新対象地の中で将来の森林の姿に大きな影響を与える箇所や更新樹 種が平均的な生育状況を示している箇所に設定する。尾根、中腹、沢など自然条件 及び植生その他の自然条件に応じて複数の調査区を設定することが望ましい。

更新調査の	更新調査にあたっては以下の内容について調査する。	更新調査の	更新調査にあたっては以下の内容について調査する。
内容	・成立本数として算入する更新樹種の樹種・稚樹高・本数	内容	・成立本数として算入する更新樹種の樹種・稚樹高・本数
	・成立本数として算入しない更新樹種の樹種・稚樹高・本数		・成立本数として算入しない更新樹種の樹種・稚樹高・本数
	・残存木の樹種、樹高、成立本数		・残存木の樹種、樹高、成立本数
	・更新対象地の面積		・更新対象地の面積
	・残存木の占める面積		・残存木の占める面積
	・主な競合植物の種類及び生育状況		・主な競合植物の種類及び生育状況
更新調査の	更新調査の結果について、天然更新調査記録簿等により、必要事項を記録のうえ保	更新調査の	更新調査の結果について、天然更新調査記録簿等により、必要事項を記録のうえ保
記録	管する。天然更新調査記録簿等の保管期間は、更新の完了を確認した日を含む年度	記録	管する。天然更新調査記録簿等の保管期間は、更新の完了を確認した日を含む年度
	の翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日までを標準とする。		の翌年度の初日から起算して5年を経過する日までを標準とする。
更新調査を	以下に示す場合においては、更新調査を省略して更新の完了とすることができるも	更新調査を	以下に示す場合においては、更新調査を省略して更新の完了とすることができるも
省略するこ	のとする。なお、更新調査を省略した場合においては、更新調査を省略した理由を	省略するこ	のとする。なお、更新調査を省略した場合においては、更新調査を省略した理由を
とができる	天然更新調査記録簿等に記録する。	とができる	天然更新調査記録簿等に記録する。
場合	・更新対象地の面積が 1ha 以下の場合 (<u>ただし</u> 、他の連続する未更新の更新対象地	場合	・更新対象地の面積が 1ha 以下の場合 (<u>但し</u> 、他の連続する未更新の更新対象地と
	との合計面積が 1ha を超える場合はこの限りでない)		の合計面積が 1ha を超える場合はこの限りでない)
	・電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに支障木除去を目的とする伐		・電気事業者による線下伐採など、実態として明らかに支障木除去を目的とする伐
	採であると判断できる場合		採であると判断できる場合
(7)(略)		(7)(略)	
3 (略)		3 (略)	
4 (略)		4 (略)	
5 (略)		5 (略)	
第3(略)		第3(略)	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項		 第 4 公益的	り機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- (1) 水源の涵 (かん) 養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (2)(略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項
- 1 (略)
- 2 将来目標区分の設定に関する基準

将来目標区分は、以下の基準に基づき設定します。

(1) 木材生産林及び環境保全林

木材生産林の設定にあたっては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期 的な木材生産に関する計画の有無についても考慮します。

また、環境保全林については、木材生産林以外とし公益的機能の発揮を重視すべき森林を基本とします。

- (2)(略)
- (3)(略)
- (4)(略)
- 3 将来目標区分の設定

第2項により設定された区域を【別表3】に示します。

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
- (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- (2)(略)
- 2 (略)
- 3 (略)
- 第5 森林配置計画の将来目標区分に関する事項
- 1 (略)
- 2 将来目標区分の設定に関する基準

将来目標区分の設定に関する基準については、以下の基準で定めることとします。

(1) 木材生産林及び環境保全林

木材生産林の設定にあたっては、客観的に木材生産に適した森林であることを基本とし、長期 的な木材生産に関する計画の有無についても考慮するものとします。

また、環境保全林については、木材生産林以外とし公益的機能の発揮を重視すべき森林を基本とします。

- (2)(略)
- (3)(略)
- (4)(略)
- 3 将来目標区分の設定

第2項により設定された区域を【別表3】に示します。

【別表3】 森林配置計画における将来目標区分の区域

(集計表)

区分	面積(ha)
木材生産林	<u>11, 274. 20</u>
環境保全林	<u>22, 842. 50</u>
観光景観林	35. 56
生活保全林	<u>29. 85</u>

4 (略)

5 (略)

第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 (略)

2 (略)

3 作業路網に関する計画

(1)(略)

(2)(略)

(3)基幹路網に関する事項

ア 細部路網の整備計画

① (略)

②施工上の留意事項

施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要 に応じて計画の変更を行うこととします。

区分	配慮すべき事項	
<u>線形</u>	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。	
	横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。	

【別表3】 森林配置計画における将来目標区分の区域

(集計表)

区分	面積(ha)
木材生産林	<u>11, 360. 98</u>
環境保全林	<u>22, 755. 71</u>
観光景観林	35. 56
生活保全林	<u>27. 54</u>

4 (略)

5 (略)

第6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 (略)

2 (略)

3 作業路網の整備に関する計画

(1)(略)

(2)(略)

(3)細部路網に関する事項

ア 細部路網の整備計画

① (略)

②施工上の留意事項

施工開始後も土質や水の流れの状態には十分に注意を払い、路網がより良いものとなるよう必要 に応じて計画の変更を行うこととします。

区分	配慮すべき事項	
<u>路網</u>	谷川を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。	
	横断する場合は、谷川の勾配が緩く、両岸にゆとりがある場所を選定する。	

切土	できる限り低く(1.5m程度までが望ましい)するとともに、土質に応じた 適正な勾配で切り取る。	切土	できる限り低く(1.5m程度までが望ましい)するとともに、土質に応じた 適正な勾配で切り取る。
盛土	「段切り」や「締固め」を行うとともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。 総田の (転圧) 株面め (転圧) 株式 (イメージ) 株式 (イメージ) 株式 (成土の滑動を防止) ・ (成土の滑動を防止) ・ (成土の滑動を防止) ・ (成土の滑動を防止) ・ (成土の滑動を防止) ・ (成土の滑動を防止) ・ (成土の飛り (成土の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水	盛土	「段切り」や「締固め」を行うとともに、法令や盛土高さに対応したのり面勾配で施工する。 急斜面では構造物を設置するなど安定を図る。 総括面め (転圧) A大組エ (イメージ) の成功の概念を表現である。 の成功のでは、
小渓流の横断	管渠は豪雨や維持管理不足等 により土石や流木等が詰まり やすく、結果として路体の流 出・崩壊や土石流の原因とな る事例が多いため、小渓流の 横断には、原則として洗越工 を施工する。	小渓流の横断	管渠は豪雨や維持管理不足等 により土石や流木等が詰まり やすく、結果として路体の流 出・崩壊や土石流の原因とな る事例が多いため、小渓流の 横断には、原則として洗越工 を施工する。
路面水の処理	路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。 排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断 勾配を波形勾配(常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる)とする ことにより分散排水を心がける。	路面水の処理	路面の縦断勾配、路面水が流れる区間の延長等を考慮して、路面水がまとまった流量にならない間隔で横断排水溝を設置する。 排水する箇所は、できる限り尾根などの安定した場所を選ぶとともに、縦断 勾配を波形勾配(常水のない谷部で上げて安定した尾根部で下げる)とする ことにより分散排水を心がける。

残土処理 残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。

残土処理

残土処理においても、盛土の施工と同様に段切りにより安定した基盤をつくった上で締固めを行うとともに土砂流出防止の措置をとる等、適正に処理する。また残土場は谷筋ではなく、安定した地山の箇所とする。

イ (略)

4 (略)

第8(略)

第9 その他必要な事項

1 (略)

2 (略)

3 (略)

Ⅲ (略)

Ⅳ (略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 計画期間内における恵那市森林経営管理事業計画については表V-1-6-1のとおりです。 表V-1-6-1計画期間内における恵那市森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積 (ha)	備考
恵那市笠置町	間伐	14. 67	令和元年度実施済

イ (略)

4 (略)

第8(略)

第9 その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 (略)

2 (略)

3 (略)

Ⅲ (略)

W(略)

V その他森林の整備のために必要な事項

1 (略)

2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項 計画期間内における恵那市森林経営管理事業計画については表V-1-6-1のとおりです。 表V-1-6-1計画期間内における恵那市森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積(ha)	備 考
恵那市笠置町 73 林班	間伐	14. 67	令和元年度実施済

恵那市串原 42 林班	間伐	9. 95	令和元年度実施済
恵那市笠置町 72 林班	間伐	35. 27	令和2年度実施済
恵那市串原 12.14 林班	間伐	24. 95	令和2年度実施済
恵那市明智町	間伐	7. 48	令和2年度実施済
恵那市笠置町	間伐	40. 15	令和3年度実施済
恵那市武並町藤	間伐	9. 44	令和3年度実施済
恵那市串原 17.18 林班	間伐	29. 89	令和3年度実施済
惠那市明智町 98.99.100 林班	間伐	17. 52	令和3年度実施済
恵那市笠置町	間伐	19. 82	令和 4 年度実施済
恵那市明智町 95.96 林班	間伐	35. 76	令和 4 年度実施済
惠那市串原 47. 49. 50 林班	間伐	47. 95	令和 4 年度実施済
恵那市笠置町 66. 67. 69 林班	間伐	46. 91	令和 5 年度実施済
惠那市串原 31. 32. 33 林班	間伐	24. 30	令和 5 年度実施済
恵那市笠置町 75.76 林班	間伐	<u>39. 42</u>	令和 6 年度実施済
<u>惠那市岩村町</u> 52.53 林班	間伐	<u>11. 88</u>	令和 6 年度実施済
<u>惠那市明智町</u> 21. 24. 25 林班	間伐	<u>15. 42</u>	令和 6 年度実施済
<u>惠那市長島町</u> 149 林班	間伐	<u>8. 30</u>	令和7年度実施予定
<u>惠那市笠置町</u> 77. 78 林班	間伐	<u>30. 00</u>	令和7年度実施予定
<u>惠那市山岡町</u> 45 林班	間伐	<u>25. 00</u>	令和7年度実施予定
<u>惠那市串原</u> 43. 44 林班	間伐	<u>25. 00</u>	令和7年度実施予定

恵那市串原 42 林班	間伐	9. 95	令和元年度実施済
恵那市笠置町 72 林班	間伐	35. 27	令和 2 年度実施済
恵那市串原 12.14 林班	間伐	24. 95	令和2年度実施済
恵那市明智町 97 林班	間伐	7. 48	令和 2 年度実施済
恵那市笠置町 70.71 林班	間伐	40. 15	令和3年度実施済
恵那市武並町藤 181 林班	間伐	9. 44	令和3年度実施済
恵那市串原 17. 18 林班	間伐	29. 89	令和3年度実施済
恵那市明智町 98. 99. 100 林班	間伐	17. 52	令和3年度実施済
恵那市笠置町 68.74 林班	間伐	19. 82	令和 4 年度実施済
恵那市明智町 95.96 林班	間伐	35. 76	令和 4 年度実施済
恵那市串原 47. 49. 50 林班	間伐	47. 95	令和 4 年度実施済
恵那市笠置町 66.67.69 林班	間伐	46. 91	令和 5 年度実施済
恵那市串原 31. 32. 33 林班	間伐	24. 30	令和 5 年度実施済
恵那市笠置町 75.76 林班	間伐	<u>49. 0</u>	令和 6 年度実施予定
<u>恵那市飯地町</u> <u>31 林班</u>	間伐	<u>15. 0</u>	<u>令和 6 年度実施予定</u>
<u>恵那市岩村町</u> <u>52. 53 林班</u>	間伐	<u>20. 0</u>	<u>令和 6 年度実施予定</u>
<u>恵那市明智町</u> <u>21. 24. 25 林班</u>	間伐	<u>20. 0</u>	令和6年度実施予定

6 (略)

6 (略)